

## シン・企業年金レポート

2024年8月29日  
団体年金事業部

&lt;谷内教授のシン・企業年金レポート：第5回&gt;

## 令和6（2024）年財政検証結果を読み解く【後編】

## ～ 財政検証結果を踏まえた企業年金の制度改革の方向性 ～

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。連載第5回目では財政検証結果とともに公表されたオプション試算の概要を解説するとともに、財政検証結果を踏まえた企業年金の制度改革の方向性について考察します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

以上

## 著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

# 令和 6（2024）年財政検証結果を読み解く【後編】

## — 財政検証結果を踏まえた企業年金の制度改革の方向性 —

名古屋経済大学 経済学部 教授  
谷内 陽一

### 目 次

- |                            |
|----------------------------|
| 1 はじめに                     |
| 2 財政検証の「オプション試算」とは         |
| 3 財政検証結果を踏まえた企業年金の制度改革の方向性 |
| 4 おわりに                     |

## 1. はじめに

本レポートでは、前回に引き続き「令和 6（2024）年財政検証結果」について取り上げる。今回は、財政検証結果とともに公表されたオプション試算の概要を解説するとともに、今回の財政検証結果を踏まえた企業年金の制度改革の方向性について考察する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

## 2. 財政検証の「オプション試算」とは

### （1）オプション試算（関連試算）とは

オプション試算（関連試算）とは、法律<sup>1</sup>で要請されている「財政の現況及び見通し」に加えて、一定の制度改革を行うことを仮定した試算である。財政検証では、将来の社会・経済状況について複数のケースを幅広く設定して将来見通しを作成するものの、現行制度に基づく投影（projection）であることから、結局のところ「前提条件が良好ならば結果も良好」あるいは「前提条件が悪ければ結果も芳しくない」という結果に終始することとなる。

<sup>1</sup> 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 4 条の 3 および厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 2 条の 4。

これに対し、オプション試算は、公的年金制度の課題の検討に資するための検証作業として、2014（平成26）年の財政検証から実施されている<sup>2</sup>。オプション試算で示された内容がそのまま制度化されるわけではないが、今後の制度改正を検討する上での議論のベースとなることから、今日では本体試算（財政の現況及び見通し）よりも重要視されている<sup>3</sup>。

## （2）令和6（2024）年オプション試算の概要

今回のオプション試算では、①被用者保険の更なる適用拡大、②基礎年金の拠出期間延長・給付増額、③マクロ経済スライドの調整期間の一致、④在職老齢年金制度、⑤標準報酬月額の上限、の5つの試算を実施している（図表1）。

図表1 令和6（2024）年オプション試算による所得代替率

試算内容		所得代替率 (過去30年投影ケース)
現行制度		50.4% (2057年) <比例24.9%・基礎25.5%>
1 被用者保険の更なる適用拡大	① 企業規模要件廃止・非適用業種解消	51.3% (2054年) <比例24.8%・基礎26.5%>
	② ①+賃金要件撤廃等	51.8% (2052年) <比例24.6%・基礎27.2%>
	③ ②+5人未満の個人事業所への拡大	53.1% (2048年) <比例24.5%・基礎28.6%>
	④ 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者への拡大	56.3% (2038年) <比例23.1%・基礎33.2%>
2 基礎年金の拠出期間延長・給付増額		57.3% (2055年) <比例27.9%・基礎29.5%>
3 マクロ経済スライドの調整期間の一致		56.2% (2036年) <比例22.9%・基礎33.2%>
4 在職老齢年金制度		▲0.5% <基礎影響なし>
5 標準報酬月額の上限	① 上限75万円	+0.2% <基礎影響なし>
	② 上限83万円	+0.4% <基礎影響なし>
	③ 上限98万円	+0.5% <基礎影響なし>

※1 いずれも出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人のケース。

※2 給付水準調整終了後の所得代替率であり、( )内は給付水準の調整終了年度。

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算：令和6（2024）年オプション試算結果」に基づき筆者作成

<sup>2</sup> 2013年8月6日公表の「社会保障制度改革国民会議報告書」では、財政検証について、「単に財政の現況と見通しを示すだけでなく、上記に示した課題の検討に資するような検証作業を行い、その結果を踏まえて遅滞なくその後の制度改正につなげていくべき」(p.46)と明記している。同報告書を受けて成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（通称：社会保障制度改革プログラム法）」(平成25年法律第112号)第6条第2項においても、「公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しており、オプション試算はこれらの要請を受けて実施された。

<sup>3</sup> 今回（令和6（2024）年）の財政検証では、第12回社会保障審議会年金部会（2024年1月31日開催）において、①年金部会等で見直しの議論がされており、改正後の姿が想定でき、試算を行うための制度の前提を設定することができるもの、②年金財政に対して一定程度影響があると見込まれるもの、についてオプション試算を行うことが了承された。

今回のオプション試算からは、④在職老齢年金制度を除き、いずれの施策も所得代替率の向上および給付水準の調整終了時期の早期化に有効であることがうかがえる。中でも制度改正が最も有力視されているのは、①被用者保険の更なる適用拡大である。適用拡大については今回のオプション試算では4つの拡大パターンが示されており、厚生年金保険の被保険者が増加するほど所得代替率が改善する傾向にあることが示されている。また、オプション試算で示された他の施策では、基礎年金の給付水準を改善するには国庫負担の引上げを伴うため財政当局の抵抗が予想されるが、適用拡大では基礎年金の国庫負担の増加が国民健康保険の国庫負担の減少と相殺されるため、この点でも実現可能性が高いとされている。企業経営や雇用への一定の配慮は必要だが、更なる適用拡大を着実に進めることは、女性や非正規雇用労働者の低年金問題を解消するだけでなく、労働参加を進展させ高い経済成長を実現するためにも有効である。

②基礎年金の拠出期間延長・給付増額は、現行の基礎年金の拠出期間である40年(20～60歳)を45年(20～65歳)に延長することで、基礎年金の給付増を図る施策である。健康寿命の延伸や働く高齢者の増加等を考慮すればごく自然な対応だが、給付増を無視して負担増のみを切り取ったマスメディア報道やインターネット上での批判が根強いことを受けて<sup>4</sup>、2024年7月3日開催の第16回社会保障審議会年金部会では、厚生労働省の事務方の責任者(年金局長)が本施策の見送りを表明する異例の事態となった。多くの国民にとって意義のある施策がこのような形で先送りされるのはじつに残念である。せめて任意(希望者のみ)による拠出期間延長を容認するなど、段階的な導入を検討しても良いのではないかと。

③マクロ経済スライドの調整期間の一致は、現行の財政均衡のしくみ(基礎年金の財政均衡を図ってから厚生年金の財政均衡を図る2段階方式)では基礎年金の給付水準が大きく下がってしまうため、基礎年金と厚生年金の財政均衡をまとめて調整すること(1段階方式)で両者の調整期間を一致させて基礎年金の水準低下を抑制する施策である。この施策も国庫負担の引上げを伴うが、基礎年金の給付水準の改善は政策上の優先課題でもあるため、適用拡大と併せて実施することが望まれる。

最後に、④在職老齢年金制度については、早急に廃止すべきと筆者は考える。今回のオプション試算結果では、高在労(65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象とした在職老齢年金)を撤廃すると現行世代の給付額が増えるため、将来世

---

<sup>4</sup> 拠出期間の5年延長による約100万円(≒約1.7万円×12月×5年)の負担増のみがクローズアップされがちだが、基礎年金は年額で約10万円(≒81.6万円(令和6年度価格)×5年/40年)増加するため、受給開始から約10年で保険料の増分と拮抗する計算になる。

代の所得代替率が 0.5%減少するとの結果が示された。しかしこの場合、単体の施策のみに着目するのではなく、高在労の撤廃に伴う就労促進の効果を踏まえた組合せ試算を行うことが望ましい<sup>5</sup>。在職老齢年金は、高齢者の就労延長を阻害する要因となりうるほか、在老による支給停止部分は繰下げ受給による増額の対象とならないため、繰下げ受給の選択をも阻害する要因となりうる。また、支給停止の基準とされるのは厚生年金被保険者の賃金（標準報酬）だけであり、個人事業、不動産、金融資産等から得られる収入はどんなに多額であっても勘案されない。今後、高齢期も就労しながら公的年金を受給する生活様式が広く社会全体に及ぶ可能性を考慮すると、「一生懸命働くと年金が減額される」という違和感を国民に蔓延させ、もって公的年金制度への信認を毀損しかねない在職老齢年金は早急に廃止・撤廃すべきである。

### （3）年金額の分布推計

今回の財政検証では、各世代の 65 歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し（年金額の分布推計）が公表された<sup>6</sup>。これは、財政検証で用いられているモデル年金額が夫のみ就労する片働き世帯（夫のみ 40 年間厚生年金に加入・妻は専業主婦）を想定したものであり、共働き世帯や単身世帯が主流となりつつある昨今では実態にそぐわないのではないかとの批判に応えたものである<sup>7</sup>。今回公表された 1 人当たり平均年金額は、2021 年度までの個人単位での公的年金加入履歴を出発点とし、65 歳到達年度までの毎年度の加入制度や標準報酬等の変遷を踏まえシミュレーションして計算したものとされている。

本稿では詳細な説明は省略するが、基本的には、労働参加の進展により厚生年金の被保険者期間が延伸し実質賃金も上昇するため、若年世代および女性ほど平均年金額はモデル年金額を上回る増加幅となるほか、低年金者の割合も減少するという結果が示された。被用者保険の更なる適用拡大が若年世代および女性の給付水準の改善に寄与することが、本推計においても示されたと言える。

---

<sup>5</sup> 今回のオプション試算では、①被用者保険の更なる適用拡大、②基礎年金の拠出期間延長・給付増額、③マクロ経済スライドの調整期間の一致、の 3 つの施策については組合せ試算が実施されている。

<sup>6</sup> 今年年金額の分布推計に係る詳細は、下記 URL を参照のこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001270498.pdf>

<sup>7</sup> こうした批判に対し、従来は「1 人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも 1 人当たりの年金額は同じ」と説明されてきた（下記 URL 参照）。理論的には正しいものの、モデル年金という呼称が及ぼす印象を勘案すると、やはり不親切な感は否めない。今般の年金額の将来見通しの作成・公表は、国民への分かりやすい説明という観点からも有益だったと言える。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001270535.pdf>

### 3. 財政検証結果を踏まえた企業年金の制度改革の方向性

公的年金の財政検証結果の公表は、私的年金（企業年金・個人年金）の制度改革とは無縁ではない。公的年金の制度改革は、財政検証結果の公表を受けてその翌年に改正法案が国会に提出されるスケジュールが確立しているが、近年の私的年金の制度改革は公的年金と一体的に行われる傾向にあるからだ。本節では、私的年金で検討されている制度改革のうち、実現の公算が大きいとされる事項について解説する。

#### (1) iDeCo（個人型確定拠出年金）の制度改革

2022年11月公表の「資産所得倍増プラン」では、第二の柱としてiDeCo（個人型確定拠出年金）の改革が掲げられており、①加入可能年齢の引上げ、②拠出限度額の引上げおよび受給開始年齢の上限の引上げ、③手続きの簡素化、が提唱されている。このうち①および②の措置は、同プランにおいて「2024年の公的年金の財政検証に併せて所要の法制上の措置を講じる（または結論を得る）」と明記されている（図表2）。

図表2 資産所得倍増プランにおけるiDeCoの改革

<p>5. 第二の柱：加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度改革 (中略) ①iDeCoの加入可能年齢の引上げ (中略) ○そこで、働き方改革によって、高齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、<u>2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。</u></p> <p>②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ (中略) ○これらのiDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、<u>2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。</u></p>
---

※ 下線部分は筆者による強調。

(出所) 新しい資本主義実現会議「資産所得倍増プラン」(2022年11月28日決定)より抜粋

しかし、①加入可能年齢の引上げについては、「iDeCoの加入者＝国民年金の被保険者」とする現行の取扱いとどう折り合いをつけるかが課題となる。現行の取扱いを踏襲する観点からは、国民年金の被保険者期間を70歳に延長するのが最も無難だが、前出2.(2)で触れた通り、基礎年金の拠出期間の延長は今般の制度改革では見送られる公算が大きい。そのため、今後はiDeCoの加入要件と国民年金の被保険者資格を切り離れた検討も余儀なくされるだろう。

iDeCo の加入可能年齢の引上げに際しては、2つの方法が考えられる。一つは国民年金への任意加入を70歳まで容認する方法、もう一つはiDeCoの70歳までの加入を一律で容認する方法である。前者は、現行の取扱いを踏襲し加入の公平性に配慮した施策だが、公的年金の制度改正を伴うぶん実現のためのハードルは高い。後者は、公的年金の加入要件から切り離すことで制度設計がシンプルになる一方、加入の公平性をどう担保するかが課題となる<sup>8</sup>。

## (2) DB・DCの資産運用の見える化（情報開示）

2023年12月公表の「資産運用立国実現プラン」では、DB（確定給付企業年金）およびDC（確定拠出年金）の双方に対し、資産運用に関して「他社と比較できる見える化（情報開示）」を掲げている。具体的な方策は、「次期年金制度改正に関する結論と併せて（2024年末）結論を得る」としているほか、実施時

図表3 資産運用立国実現プランにおける資産運用の見える化の充実

<p>4. アセットオーナーシップの改革 (中略) (2) 企業年金の改革 ① 確定給付企業年金 (DB) の改革 (中略) (ウ) 加入者のための運用の見える化の充実 (中略) &lt;施策&gt; ・ 確定給付企業年金 (DB) について、前述の運用成果の意味の周知や、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、規模等の状況にも配慮し、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、<u>次期年金制度改正に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改正時に行う。</u>なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。</p> <p>② 企業型確定拠出年金 (DC) の改革 (中略) (イ) 加入者のための運用の見える化の充実 (中略) &lt;施策&gt; ・ 事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、<u>次期年金制度改正に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改正時に行う。</u>なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。</p>
--

※ 下線部分は筆者による強調。

(出所) 新しい資本主義実現会議資産運用立国分科会「資産運用立国実現プラン」(2023年12月13日決定)より抜粋

<sup>8</sup> 例えば、2024年12月の他制度掛金相当額の導入によりiDeCoの拠出限度額が一定の制約を受けることに根拠を求める考え方がある。

期は「次期年金制度改正時に行う」「可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく」としている（図表 3）。

加入者のための運用の見える化の充実については、2024 年 4 月 24 日開催の第 34 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、他社比較が可能な開示項目および方法等が議論された。開示項目については、DB および DC が行政に毎年提出する報告書（DB では「事業報告書」「決算に関する報告書」、DC では「事業主報告書」「運営管理機関業務報告書」など）の項目をベースとすることで了承された。また、開示方法については、DB では制度別に、DC では事業主・規約・運営管理機関別に厚生労働省が集約・公表することで概ね了承された。なお、運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報が新たな報告事項として追加される見込みであるほか、開示対象となる制度の要件が設けられる可能性があるが、これらの詳細は引き続き議論される予定である。

## 4. おわりに

本レポートでは、公的年金の財政検証結果について 2 回にわたり解説した。公的年金の財政は、その国の社会経済情勢に大きく左右される。経済が良好なら年金財政は好転するし、経済環境が芳しくなければ年金財政は悪化する。結局のところ、わが国の公的年金の持続可能性や健全性を高めるためには、日本経済の健全な発展が欠かせない。

最後に、本年 2024 年は、わが国の公私年金の政策議論が大詰めを迎える 5 年に 1 度の機会である。今般の財政検証結果の公表が私的年金の政策議論にどのような影響を及ぼすのか、今後の動向を注視する必要がある。

### <参考文献・Web サイト>

佐川あぐり（2024）「2024 年財政検証をどう見るか」大和総研  
[https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/social-securities/20240820\\_024562.html](https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/social-securities/20240820_024562.html)

高橋俊之（2024）「年金制度改正の議論を読み解く（第 7 回）：2024 年の年金財政検証の結果」社会保険研究所 Web サイト  
<https://media.shaho.co.jp/n/n43ecc0ee1bf7>

玉木伸介（2024）「公的年金制度の課題と将来：2024 年財政検証を踏まえて」『週刊社会保障』第 3280 号、pp. 138-143

将来の公的年金の財政見通し（財政検証）（厚生労働省 Web サイト）  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>